

4 - 6 ペルー国

4 - 6 - 1 近年の貿易政策のレビュー

ペルー国は WTO の創設メンバー国及び 1951 年以来 GATT の協定当事国として、WTO に具体的に示されている様々な多国間貿易プロセスに深く関わっており、他方で、アンデス協定、中南米統合協定、米州自由貿易地域、APEC 等の地域統合事業にも活発に参加している。また、ペルー国は金、銀、銅、亜鉛を中心とした鉱産物と魚粉が輸出の 7 割を占める一次産品輸出国であるが、国際市況に左右される鉱産物、エルニーニョ現象等の気象条件に左右される漁業に頼る輸出構造は安定的とはいえない。

ペルー国は 1980 年代から輸入自由化政策を採用したが、一次産品市況の低迷、世界的な高金利による利払い増加などから国際収支は悪化し、82 年に債務危機に陥り、83 年以降、IMF 主導の緊縮政策、輸入削減策が採られた。その後、ガルシア政権は政策を転換し、国内産業保護政策推進の末に債務支払い制限を行ったことから、ペルー国は世界銀行から融資不適格国とされ、世界経済から孤立することになった。90 年代に入り、ガルシア政権は輸入緩和に踏み切り、90 年 7 月に政権を引き継いだフジモリ政権の下、輸入禁止品目の廃止、関税の引き下げ、貿易の自由化、国際機関との関係正常化を進めた。平行して、政府は国際収支の改善に政策のプライオリティーを置き、一時的な中古自動車の輸入規制の導入や財政・金融両面から貿易収支改善策を推進、貿易赤字、経常赤字ともに改善している。

90 年代から採られた第一次産品への依存脱却の努力によって、最近では果物、野菜などの農産品、ジーパン、T シャツなどの繊維製品の輸出が伸びてきている。今後も輸出産品の多様化が課題となっており、非伝統産品の輸出拡大に力が入られる傾向から、ペルー国では WTO を含む多角的貿易体制のルールに敏感に反応するようになっている。90 年代後半、政府部門の民営化、テロ活動の沈静化、労働法規の整備、ハイパー・インフレの収束、外資規制の撤廃による経済環境の好転が顕著に表れたが、98 年以降、国際金融市場の動揺によって海外から流入していた資本が大きく流出したため、経済に陰りが生じている。

ペルー国ではフジモリ政権以前には輸出構造多様化のために工業製品を中心とする非伝統産品の輸出に対して各種インセンティブが与えられていた。その後、フジモリ政権は国家による介入、保護を廃止する方針を打出し、インセンティブ制度を縮小していくとともに、輸出産品生産のための輸入原材料の輸入関税免除制度、ドローバック制度などを導入した。96 年 4 月には輸出促進委員会 (PROMPEX) が創設され、国際市況に左右される鉱物や魚粉などが占める輸出構造の改善を目指し、輸出中小企業に対する技術指導や融資システムを構築するなどの施策を進めている。主に農産加工品、工芸品、繊維製品の輸出に

力を入れており、日本国も JETRO から長期専門家を派遣するなど、協力を実施している。

輸入関税については、90 年代以降、輸入の完全自由化と関税率の改定が実施され、さらに輸入付加金、追加従価税、海上運賃税、FOB 従価税、FOB 従価税課徴金などの非関税障壁が撤廃された。また、90 年代後半には大幅に関税率の引き下げを行っており、99 年 6 月の IMF との趣意書においては、2000 年より、99 年末の 12%の関税率から毎年 2%ずつ関税引き下げを行う旨、約束している。フジモリ氏の退任後、2000 年 11 月から暫定政権が発足しており、2001 年 7 月に開催される大統領選で新大統領が決定される予定である。新政権下において、政策の継続性が確保されるかが注目される。

4 - 6 - 2 関連法制度整備状況

ウルグアイ・ラウンドの最終議定書は国会で全会一致で可決され、立法決議 NO. 26407 によってペルー国の法律に組み込まれた。これは 1994 年 12 月 18 日付けの官報「エル・ペルー国アーノ」に掲載され、WTO 協定は 1995 年 1 月 1 日に発効している。

国内の法律に関しては、ペルー国は 2000 年に国内の関税制度を WTO の関税評価協定の基準に合うように整合化を完了した。同様に、アンデス共同体の枠組みの下で工業所有権に関する共通制度に関する決定 486 を適用した。これは TRIPS 協定に関する事項を統合したものであり、このことによって WTO 協定の義務と国内基準の完全な整合化が達成された。しかし、まだ全般的な基準の枠組の設定や制定された法的枠組の遵守について、改善が必要な部分が残っている。現在把握されている範囲では、25 工業製品における基準が WTO に整合的ではないとされている。

4 - 6 - 3 実施体制

(1) 関連省庁

WTO 協定義務履行に関連する省庁は、次表の通りである。

表 4 - 6 - 3 - 1 WTO 協定義務履行に関連する省庁（ペルー国）

省庁	WTO 協定
産業観光統合貿易交渉省（MITINCI）	WTO 全般、GATT、関税、通報、農業協定、繊維協定、TBT 協定、TRIMs 協定、AD 協定、関税評価協定、船積み前検査協定、原産地協定、輸入許可手続協定、補助金・相殺関税協定、セーフガード協定、GATS 協定、TRIPS 協定、紛争解決協定、政府調達協定
経済・財務省（MEF）	関税協定、関税評価協定、船積み前検査協定、

	輸入許可手続協定、セーフガード協定、政府調達協定
外務省（MFA）	WTO ジュネーブ代表部、紛争解決協定
競争知的所有権保護庁（INDECOPI）	TRIPS 協定、TBT 協定、AD 協定、補助金・相殺関税協定、セーフガード協定、競争
税関監督局	関税評価協定、船積み前検査協定、原産地規則協定
運輸・通信・住宅・建設省（MTC）	GATS 協定（金融サービス）
通信民間投資監督局（OSIPTEL）	GATS 協定（電気通信サービス）
農業省（MIN/AG）	農業協定
農業検疫部（SEN/ASA）	SPS 協定
環境保健局（DIGESA）	SPS 協定
国家外国投資・技術委員会（CONITE）	TRIMs 協定
閣僚評議会官房（PCM）	政府調達協定

フジモリ氏退任後のペルー国内情勢は流動的である。フジモリ時代に整備された現在の省庁編成は、2001 年 7 月に行われる大統領選後に大きく再編される可能性がある。フジモリ氏退任後の政変で多くの省庁において大幅に指導者層が交代したが、WTO 関連業務の調整役を務める産業観光統合貿易交渉省（MITINCI）の WTO 関係部局のトップは替わっておらず、現在のところ業務の継続性が維持されている。

1）産業観光統合貿易交渉省（Ministry of Industry, Tourism, Integration and International Trade Negotiations、MITINCI）

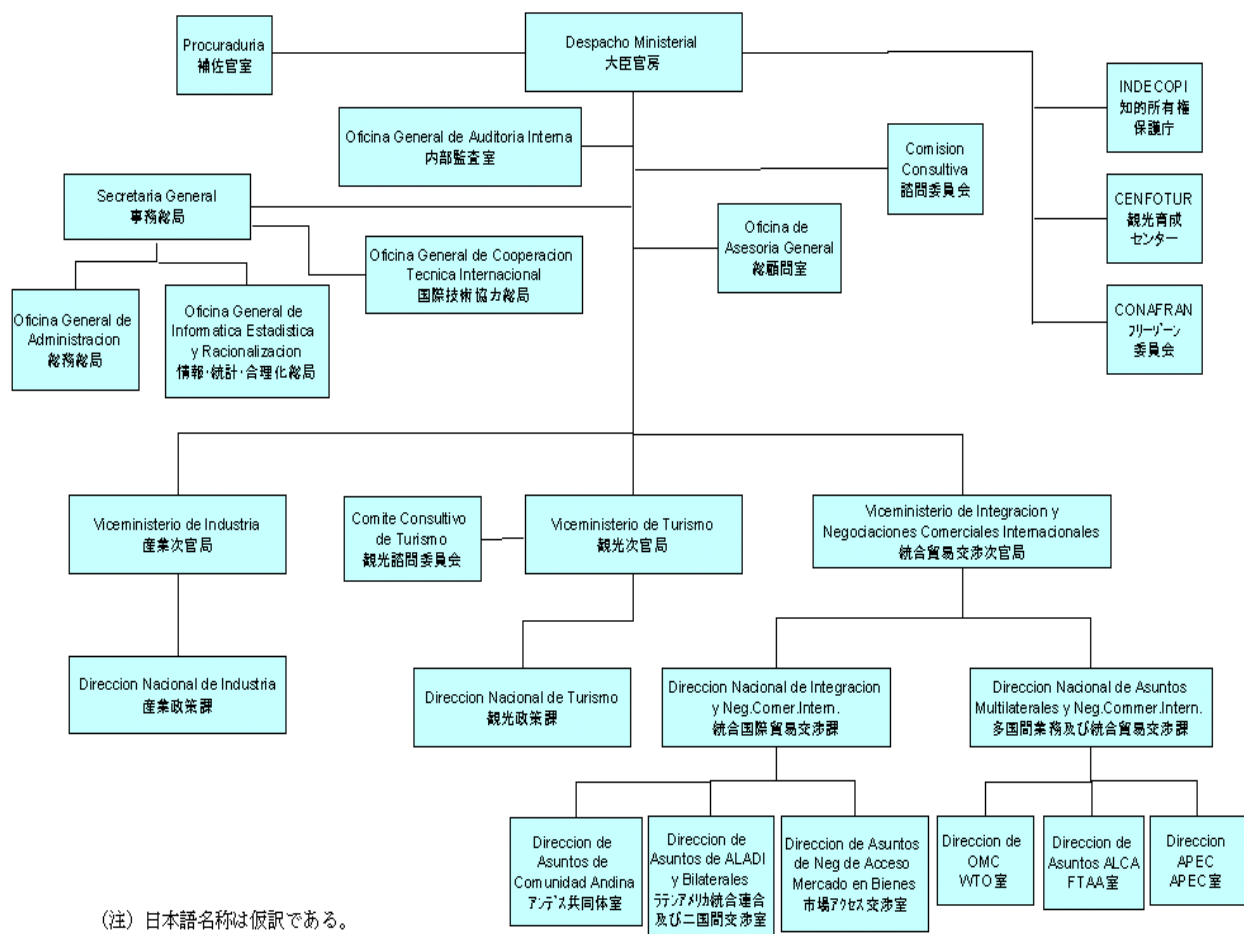
MITINCI は WTO 関連の国内調整役を務め、WTO 関連業務を全般的に担当している。個別協定の技術的問題については、関連担当省庁と調整しつつ業務を遂行するが、GATT、通関、農業、繊維、TBT、TRIMs、AD、関税評価、船積み前検査、原産地、輸入許可手続、補助金・相殺関税、セーフガード、GATS、TRIPS、紛争解決、政府調達など、大半の協定の実施に関わっている。

MITINCI には（1）産業次官局、（2）観光次官局、（3）統合貿易交渉次官局の 3 つの次官局がある。統合貿易交渉次官局は（1）統合国際貿易交渉課、（2）多国間業務及び統合貿易交渉課 2 つの課に分かれており、多国間業務及び統合貿易交渉課の職員 17 名が WTO、FTAA、EU、APEC 等の通商及び経済統合関連の業務を担当している。課内では通常、機関別ではなく課題別に業務を分担しており、例えば知的財産権の担当者が APEC、WTO 両方の業務を行っている。大まかに分けると、APEC 及び米国担当者が 6 名、WTO 及び FTAA 担当者が 11 名になっている。若い職員が多く、キャパシティ・ビルディングの必要性は高いが、ペルー国政府の財政難のため十分な知識習得の機会が与えられていない。

WTO 関連業務全般の調整役を果たす MITINCI にとって関係省庁との協調は必要だが、

特にジュネーブ代表部を管轄する外務省（MFA）及び関税業務及び予算管理を行う経済・財務省（MEF）との協力は重要である。MITINCI と MFA は、相互に貿易政策策定において重要な役割を持ち補完的關係にあると認識しているが、両者の調整メカニズムは非公式なものであり、属人的關係に留まっている。

図 4 - 6 - 3 - 1 産業観光統合貿易交渉省 組織図



2) 経済・財務省（Ministry of Economy and Finance、MEF）

WTO 協定の中では、関税協定、関税評価協定、船積み前検査協定、輸入許可手続協定、セーフガード協定、政府調達協定を管轄している。MEF 内に（１）大蔵次官室、（２）経済次官室という２つの次官室があり、経済次官室で通商問題を取り扱う。WTO 問題を専任する部局は特にないが、アンデス共同体、FTAA 等も含めて WTO に関わる課題を担当するスタッフが５～６名いる。また、必要に応じて、関税担当の職員が臨時的に WTO 関連業務を補完することもある。MEF は国の経済政策策定を行っており、通商政策の決定にも大きく

影響を与える。

3) 外務省 (Ministry of Foreign Affairs、MFA)

MITINCI が国内調整を行うのに対して、MFA がジュネーブ代表部を通して対外的 (対 WTO) 発信を行う。現在 MFA からジュネーブ代表部に職員を 4 名派遣しているが、新ラウンドの開始によっては人員を増強することを検討している。WTO 協定の中では、紛争解決協定を担当している。ジュネーブ代表部のスタッフは現地で交渉を担当するため、WTO を始めとする通商業務に関する専門知識を必要とするが、頻繁にスタッフの交代があることから高度な専門性を代表部で維持するのが難しい。そのため、適切な知識を身に付けて赴任させる必要を感じている。MITINCI から補完的な支援を受けているが、両者のコーディネーションは十分とはいえない。

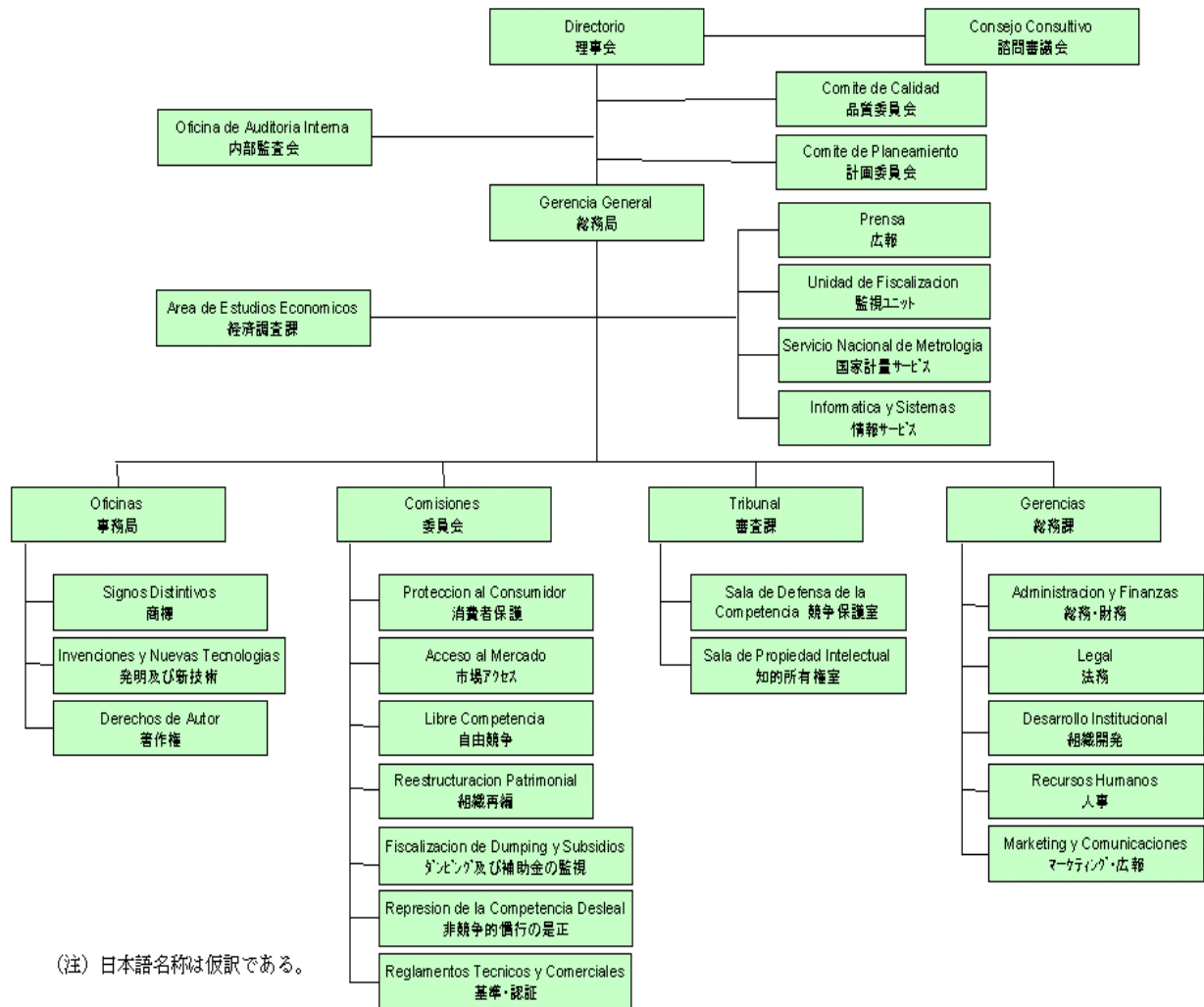
4) 競争知的所有権保護庁 (National Institute for the Defense of Competition and Protection of Intellectual Property、INDECOPI)

WTO 協定に関連して TRIPS、TBT、AD、補助金、セーフガード、市場アクセス、競争を担当する独立した政府組織である。当該分野における法制度整備から実施までを担当し、協定実施に向けて MITINCI と日々調整しつつ業務を遂行している。INDECOPI 内に (1) IP、(2) AD・補助金・セーフガード、(3) TBT、(4) 透明性、(5) 市場アクセス、に関する 5 つの委員会を設置し、各委員会に官民から 6 名参加している。委員会を週 1~2 回のペースで開催し、問題点等を議論するが、そこで解決できない重要な問題はその上の委員会で更に議論される。職員は全てリマの INDECOPI 本部で業務を遂行しており、首都圏と農村部をつなぐ調整業務は行なわれていない。技術協力及び国際関係を担当する総務・財務部の職員 2 名が WTO 関連の調整業務を担当している。その他に、投資・新技術室、商標室、著作権室、知的所有権室の 16 名 (内訳は、知的所有権 7 名、AD 及び補助金 3 名、TBT 3 名、競争分野 3 名) が関連業務を担当しているが、他の業務との兼任のため WTO 関連業務には必要に応じて対応する形になっている。専門職員のバックグラウンドは、経済学と法律が多い。博士号を持つ者は 2 名おり、修士 6 名、中等教育課程終了者は 8 名である。

ジュネーブで開催される WTO 会合への参加経験はないが、WIPO の公式会合には年 2~3 回の頻度で出席している。INDECOPI は TBT に関する通報の照会所になっているため、WTO に対して INDECOPI が直接通報を行い、MITINCI に報告するというシステムである。INDECOPI 内の市場アクセス委員会では、ペルー国民であるか外国人であるかに関わらず業務履行に当たって何らかの障壁に気付いた場合、この委員会に訴えることができる。現在、特許の発行に 3~5 年かかっているため、特許手続きの自動化を進めるための能力構

策が必要とされている。

図 4 - 6 - 3 - 2 競争知的所有権保護庁 組織図



5) その他の関連省庁

上記に記載した主幹省庁の他に、税関監督局、農業省、国家外国投資・技術委員会等様々な機関が WTO 問題に携わっている。しかし、今回調査は 3 日間という短期間であり、また、先方政府との議論の大半を MITINCI を対象とした案件形成のために費やしたため、上述以外の関係機関への詳細調査には至らなかった。

(2) 連絡・連携体制 (ジュネーブ・関連省庁間)

1) ジュネーブ

従来、ジュネーブにおける 1 つの代表部で WTO を含めた 10 の国際機関に関する業務を取り扱ってきたが、2001 年 1 月 16 日の最高決議 NO. 029-2001-RE によって、WTO 専任の代表部が新たに一つ設立された。このことによって WTO への必要な対応が十分できるようになったかに思われるが、現状はあまり改善していない。WTO における交渉は、貿易交渉の技術的担当機関である MITINCI の方針や調整に基づいて実施される一方で、代表部は MFA に所属しており、MITINCI からの常駐スタッフがいない。現在、MITINCI がジュネーブの代表部に指令を送るという形で、MFA とのコーディネーションが行われているが、このコーディネーションは往々にして、交渉の流れが必要としているほどスムーズには行われておらず、個人の能力に負うところが大きい。そのため、コーディネーションの正式なチャンネルの制度化の必要性が認識されている。また、ジュネーブ代表部は、MFA において外交官のキャリアの持ち回り業務として取り扱われており、業務の一貫性が確保されにくい。そのため、ペルー国の多角的貿易体制への継続的な参加が困難になっている。現在、本年（2001 年）5 月を目処に MITINCI 職員をジュネーブ代表部に派遣することを検討中である。

2) 関連省庁間

MITINCI は、通商・地域統合問題に関わる国内調整を担当している。WTO による Trade Policy Review 作成作業の際には、MITINCI は国内調整機関として他の関係政府機関（MEF、MFA、INDECOPI、税関監督局、中央銀行、農業省等）との連絡を担当する。情報の流れとしては、WTO 協定実施に関わる各省庁が国内調整役である MITINCI と調整の上で政策を決定し、それを MITINCI が MFA に連絡し、MFA からジュネーブ代表部を通して WTO に連絡するというメカニズムになっている。WTO 関係省庁間の調整の基盤は非公式な関係になっており、省庁間に渡る課題は通常その場限りか、ペルー国側が回答を求められる緊急度に応じてアドホックに処理されている。そのため、ペルー国の政府関係省庁間の調整能力は一般的に脆弱であり、WTO 協定で定められた通報義務を果たす際に困難が生じている。省庁間の貿易政策策定に関わる調整及び、技術的課題への対応のプロセスを改善する必要性が認識されている。

3) 民間セクターとの関係

民間セクター関係者との交流の促進業務を担当する MITINCI は、市場アクセス等、民間企業にとって影響が大きい問題を約束する際には業界団体に相談するようにしているが、政府と民間セクターとの交流はまだまだ限定的である。WTO 交渉の新ラウンド立ち上げに合わせて民間セクター諮問委員会を設置し、新ラウンドの期間中に取り上げられそうな課

題に絞って議論を行うことが検討されたが、新ラウンドの立ち上げが遅れているために上記委員会の設置は棚上げされたままである。サービス分野については、国内に業界団体が十分に育成されていない。現在は、WTO や関連貿易課題に焦点を合わせた官民の協議プロセスが存在しないが、MITINCI や MFA は政府と民間セクターとの公的な交流システムを構築することに関心がある。事実、MFA は MITINCI が政府内だけでなく、市民団体の利益を代表する広範なグループの支持者ともっと交流するべきだと考えている。政府担当官の間には上記諮問委員会を常設し、特定貿易交渉に対応するだけでなく広範な貿易課題や交渉に関して政府サイドの政策立案者に役立つ情報を提供すべきだという認識が高まっている。

4 - 6 - 4 協定遵守状況

(1) 個別分野の現状

1) 関税

ペルー国政府は関税の賦課を主要な貿易手段に据え、1990 年の貿易自由化以来、大幅に関税の引下げを実施した。1997 年以降、輸入関税は CIF 価格に対して 12%または 20%となっており、現在、輸入物資の 84%に対して 12%の関税率を適用している。一般的に農産品への関税は製造品より高く、約 350 品目の農産品に対して 5%の追徴課税金（一部の食肉製品には 10%）が適用されている。実行税率は、1993 年の約 16%から 1999 年の 13.6%に引き下げられた。ウルグアイ・ラウンド合意の下での譲許税率は、幾つかの農産品を 68%とした以外は、全て 30%である。譲許率は 100%だが、譲許税率と実行税率との間に依然として大きな開きがある。

1996 年 4 月に新しい税関法が施行されて以来、税関手続は簡素化された。また、2000 年 4 月から関税評価協定が完全実施されている。

2) 非関税障壁

非関税障壁は一般的に低く、一部を除きほとんどの非関税障壁が撤廃されている。現在維持されている非関税障壁は、健康または環境上の保護を目的としたものが主である。ほとんどの産品に 18%の付加価値税（VAT）が課され、一部に 10～50%の特別消費税が課されている。5,000 米ドルを超える輸入船荷のほとんどについては事前審査を必要とし、審査にかかる費用は輸入業者が負担する。1992 年に設立された「技術・貿易規制に関する委員会（Technical and Commercial Regulations Commission）」では、現存する非関税障壁の調査・監督及び、自由貿易の保護に関する業務を行なっている。また、INDECOPI も非関

税障壁の必要性について評価を行い、より自由貿易制度に相応しい代替策の有無について精査する。

3) サービス貿易

サービス産業はペルー国国内総生産の 52%を占め、サービス分野における市場アクセスと内国民待遇は、全般的に十分な自由化が約束されている。現在、12 のサービス・セクターのうち、実務サービス、通信サービス、金融サービス、運輸サービス等、7 セクターで自由化を約束している。また、自然人の移動及び投資については、水平的（業種横断的）約束を行なっている。

4) 貿易救済措置

これまでに相殺措置及びセーフガード措置は実施されておらず、アンチ・ダンピング措置についても、ほとんど実施されていない。実施する場合でも WTO アンチ・ダンピング協定を厳格に遵守する形で行われる。

5) 船積み前検査

1992 年から実施されている船積み前検査は依然として実施されている。ただし、対象物品数は削減。

6) 知的財産権

知的財産権の保護はまだ不十分だが、1996 年に関連法規が 2 つ施行される等、ここ数年、知的財産権違反の取締実施が進められている。1996 年に施行された著作権法は、全般的に TRIPS 協定に合致しているが、相互主義に関する規定を含んでいる。著作権侵害は依然深刻な問題であるが、ビデオとソフトウェアの著作権侵害件数は 1995 年以降大きく低下した。他方、同時期における録音の著作権侵害件数は 83%から 85%に微増した。特許権及び商標権については、1997 年 6 月に国内法と TRIPS 協定の間に整合性を持たせるための法令が発布された。ペルー国の法律は薬学品の特許権に対する暫定的保護を設けておらず、商標権の侵害も蔓延している。

7) 政府調達

政府調達に関する WTO 協定に加盟していない。近年、新しい政府調達に関する法律が施行されたが、内国民待遇を保証していない。同法はオープンかつ透明性が高く、国内供給者に対して若干の例外的優遇措置はあるものの、それらはあくまで暫定的で制限的な範

囲内に留まっている。外資の参入は一切制限されていない。

(2) 通報の実施実態 等

本調査では時間的制約により本件の精査に至らなかった。今後の更なる調査が必要と思われる。

4 - 6 - 5 国内人材リソース

ペルー国の経済自由化はここ 10 年で急速に進展したものであり、それ以前は閉鎖された経済体制であったため、WTO に特化した専門知識を持つ学識経験者は少ない。アンチ・ダンプینگや相殺措置等の課題が議論され始めたのはここ 10 年程である。従って、これらの分野に関する専門家はまだ少なく、官民ともにキャパシティ・ビルディングが必要な状況にある。本調査では時間的制約により本件の精査に至らなかった。今後の更なる調査が必要と思われる。

4 - 6 - 6 民間セクター概況

学界、専門家、民間企業等が自発的に作った「ペルー国 FTAA 委員会」がある。ペルー国政府としては、今後このような団体が育ってくることを期待している。本調査では時間的制約により本件の精査に至らなかった。今後の更なる調査が必要と思われる。

4 - 7 チリ共和国

4 - 7 - 1 近年の貿易政策のレビュー

(1) 貿易政策

1970 年代前半の輸出構造は、鉱業品輸出が 9 割を占める典型的なモノカルチャー経済であった。一次産品と鉱業品に依存した不安定な貿易構造を改善するため、1974 年にチリ共和国外務省・貿易振興局 (Prochile) が設立され、貿易の自由化と輸出品、貿易相手国の多様化を図った。その結果、輸出品目は 73 年の 412 品目から 1996 年には 3,890 品目まで多様化し、輸出相手国も 60 カ国から 167 カ国へ増加した。鉱産物が占める割合も相対的に低下し、1999 年には 44.4% (うち銅が 37.7%) となった。輸入は、工業用原材料、機械設備などが中心である。1999 年時点で、米国 (輸出 19.3%、輸入 20.0%) が一番の貿易相手国であり、次いでアルゼンチン、ブラジル、日本などが主要な貿易相手国となっている。

人口がおよそ 1,500 万人と少なく、国内市場が小さいチリ共和国にとって、自由貿易は重要な経済政策と位置付けられており、チリ共和国政府は「開かれた地域主義 (Open Regionalism)」を志向して、継続的に関税を引き下げている。チリ共和国は 70 年代以来、世界でも極めてユニークな通商政策を採用している。民政移管後はさらに関税の一方的引き下げ(ユニラテラル)、二国間協定の推進(バイラテラル)、WTO の推進(マルチラテラル)による市場開放に重点を置いている。1985 年 2 月には 35%であった関税率(全品目に同一の関税率を適用する一律関税)は 1985 年末までに 20%にまで引き下げられ、ついで、1988 年に 15%、1991 年に 11%に引き下げられている。1999 年以降の 5 年間、毎年 1 月 1 日に 1%ずつ関税率を引き下げ、2003 年 1 月には 6%となる予定である。なお、2001 年現在の一律関税率は 8%である。但し、国内産業に影響を及ぼすような輸入品に対しては追加税と呼ばれる追加的な税が課せられる。

チリ共和国は経済構造調整を他の途上国と比べて早々と終えたことから、WTO による自由貿易の推進において国内体制上の特段問題を抱えていない。APEC への加盟、FTAA や MERCOSUR 等の地域協定への取組みに見られるように、積極的な対外開放政策は、南米の小国であるにもかかわらず、WTO を始め、国際通商の舞台でチリ共和国代表が一目置かれる結果をもたらしている。

(2) 自由貿易協定

チリ共和国は、経済が自由化された 1975 年より段階的に貿易の自由化を進めており、自由貿易の促進を経済発展の柱と考えている。1991 年にはメキシコ、1993 年にはコロンビア、

ヴェネズエラ、1995年にはエクアドルと相次いで自由貿易協定を結んだ。1995年にはWTOに加盟し、1996年にはカナダと自由貿易協定、メルコスール（ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイの四カ国）とは経済補完協定を結び、EUとの政治経済協力枠組協定の調印をした。1998年にはペルーと自由貿易協定を結び、メキシコとの間で包括的な二国間自由貿易協定が締結されている。また、2000年には、韓国、EU、米国と自由貿易協定に向けて協議が開始された。ラゴス大統領はメルコスール加盟の意向を表明したが、関税率の統一などの課題がまだ残されており、現在のところ正式加盟は実現していない。NAFTAに関しても、1994年より加盟すべく努力してきたが、加盟交渉は進展せず、現在活発な交渉は行われていない。但し、前述の自由貿易協定の中でもメキシコとカナダとの自由貿易協定はAD条項なども含んでおり、包括的であり完成度も高い。

表4 - 7 - 1 - 1 締結されている経済・貿易条約（2001年3月現在）

二国間	多数国間
アルゼンチン自由貿易協定（1992年）	アジア太平洋経済協力会議(APEC) - 1994年
コロンビア自由貿易協定(1993年)	南米共同市場(MERCOSUR 補完) - 1996年
ヴェネズエラ自由貿易協定(1993年)	世界貿易機関(WTO) - 1995年
ボリビア経済協力協定(1993年)	欧州経済会議(EU 枠組み) - 交渉中
カナダ経済貿易協定(1997年)	
エクアドル経済協力協定(1995年)	
ペルー自由貿易協定(1998年)	
メキシコ包括自由貿易協定(1998年)	

4 - 7 - 2 関連法制度整備状況

チリ共和国は1995年にWTOに加盟して以来、WTO協定に準ずる形での国内法整備を進めており、現時点において国内法整合化作業はほぼ完了している。残りの課題についても法案が審議されており、本年（2001年）3月には上院・下院において可決される見込みである。但し、法改正によってWTO協定遵守のための枠組みは整ったものの、今後実施に向けて問題点は残っており、今後も施行体制を強化していく必要がある。また、新ラウンドに向けて環境などのニュー・イシューへの対処も行っている。

4 - 7 - 3 実施体制

チリ共和国は、1970年代以降長期にわたり貿易の自由化に取り組んでおり、法制度、行政

機構改革等の分野で豊富な知識と経験を有する。WTO 新ラウンド立ち上げの必要性を十分認識しており、準備が遅れている国々に対する必要な支援に協力する構えをみせている。既に、中米及びカリブ海地域からチリ共和国の経験・知識を学ぶための研修などの要請依頼があり、セミナー開催・研修実施・専門家派遣などの支援を行ってきた。本件に対して、日本とともに前向きに取り組む姿勢を有している。

(1) WTO 協定実施のための国内体制とコーディネーション

WTO 協定は多くの専門分野に関連し、そのため複数の省庁が責任を負う。過去 5 年に渡り、国内における調整業務を効率化させるために、WTO 関連省庁間の責任範囲を明確化させる作業を実施している。例えば、TBT 協定は経済省、AD は中央銀行、農業及び SPS は農業省等責任範囲が明確化されている。外務省・対外経済協力局は、WTO 問題の中心的役割を果たし、国内調整と対外窓口の機能を果たす。但し、対外発信のうち通報は例外であり、TBT 協定は経済省、SPS 協定は農業省が直接責任を負っている。国内及び海外からの通常業務に関する問い合わせは外務省が対応するが、専門的な課題については、官民関係者が参加し設置した「国際経済関係審議会」で議論される。

外務省・WTO 課で、WTO 関連業務を担当するスタッフは 6 名（課長 1 名、専門職員 5 名）である。但し、必要に応じて関連省庁の担当部局や外務省対外経済協力局・サービス課、貿易課等と調整の上、業務を実施する。また、大学の研究者や弁護士の支援を臨機応変に受ける体制を持っている。交渉や国内政策変更に際しては、民間企業との情報交換を行っている。省庁の担当職員が大学（修士・博士課程）で、通商政策に係る講義を行うことも多く、官・民・学を通じた知識の普及が行われている。

(2) WTO 協定実施のための人材育成

政府部門に特に体系的な人材育成制度はなく、基本的には OJT で能力構築を行っている。但し、高学歴で経済や法律のバックグラウンドを持ったポテンシャルの高い人材を確保しており、各分野における専門性に問題はない。例えば SPS 担当部局には獣医師、農業技術者等、その分野の専門知識を持った人材を適材適所で配置している。また、WTO やその他のドナーが開催する WTO 関連研修（WTO スペイン語特設研修や交渉技術研修を含む）にも積極的に参加し、人材育成を行っているほか、JICA が実施する第三国研修 [工業所有権（1999 年、タイ国において実施）、競争政策（2000 年、タイ国において実施）] などにも積極的に参加している。研修で得た知識は参加者個人に留まらず、関連業務を行うスタッフ間で共有するよう配慮されている。専門知識を得た人材は一つの組織内に留まらずに、官・民の関連機関に異動することが多い。そのため、相乗効果で能力構築が進み、民間にも人

材の蓄積が確保されている。

(3) チリ共和国の国際協力

チリ共和国政府は、対外的に 3 つの公約〔(1) 民主化の促進、(2) 国の近代化の促進、(3) 国際協力の促進〕を明示している。国際協力の促進はその一つであり、引続き先進諸国から進んだ技術や経験を受け入れるとともに、後進諸国に対してチリ共和国の技術・経験を移転することを推進する。国際協力庁 (Agencia de Cooperacion InterN/AcioN/Al: AGCI) は国際協力業務を担当し、経験、知識、情報の提供による国際協力を促進している。分野的には経済・政治・安全保障・通商の観点及び、民主主義・人権・環境・ガバナンスといった価値観の共有の観点から、戦略的に重要な地域を支援対象としている。

通商分野の支援に関しては、貿易や通商分野の対外技術協力は外務省・対外経済協力局の業務の一部であるため、国際協力は外務省が直接実施する。外務省に資金的余裕がない場合に限り、AGCI が外務省に資金を提供することもある。但し、AGCI も間接的に通商分野における国際協力を実施していることもある為、チリ共和国と協力する場合は AGCI とも協議が必要である。

4 - 7 - 4 協定遵守状況

チリ共和国は自発的に貿易自由化を進めていることもあり、比較的オープンな国の一つと言える。しかしながら課題も残されており、今後は残された課題の解決に積極的に取り組むことが期待される。

(1) GATT 関連

全品目に同一の関税率を適用する一律関税方式は、(1) 特定産業の保護を行わない、(2) 品目毎に関税率が異なると市場における競争原理を歪める、などの考え方に基づいており、より市場主義的な思考が背景にある。しかしながら、WTO をはじめとするマルチの自由貿易協定はセクター別のアプローチをとっており、交渉は困難である。また、チリ共和国は 1974 年以降チリ貿易振興局 (Prochile) により輸出振興政策を行ってきた経緯もあり、輸出補助金をはじめとする輸出業者に対する様々な優遇策が問題視されてきた。WTO 協定に従い、輸出補助金はなくなったが、その他の優遇慣習は依然存在する。

(2) GATS 関連

サービス分野における市場アクセス制限や内国民待遇制限はほぼ存在しないが、自由化

にはまだ改善の余地がある。特に外国資本の導入には様々な規制が残る。通信分野においては、規制期間の遅延や海外からの国際電話にかけられる追加料金などが、海外通信事業者から指摘されている。金融サービス分野では国立商業銀行を除いて全て民営化を終了している。自由開放経済政策に基づき、貸出規制の撤廃、金利自由化を行うとともに、銀行設立も自由化され、外国銀行は完全な内国民待遇を保証されている。中銀は 1999 年 10 月に公示相場を元にした市場介入を廃止し、名実ともに変動為替相場へと移行した。銀行部門を含め、チリ共和国は金融サービス分野で多くの約束をしているが、資産運用サービス（ミューチュアルファンドや年金基金）及び金融情報サービスに関しては約束をしていない。

通信分野に関しては、南米でも最も先進性を誇っている。通信会社は 1970 年代から民営化にさらされ、特に長距離・国際通信分野において新規参入業者が相次いで設立されたため、競争は激しい。1994 年には長距離・国際通話において、利用者が通話に利用する国際電話会社を自由に選択できるマルチキャリア方式が採用された。鉄道に関しては地下鉄を除く旅客の大部分は国営であるが、1994 年には貨物部門が民営化されている。旅客部門については 1992 年に国鉄民営化法が成立しているが、未だに民営化には着手していない。

（３）TRIPS 関連

チリ共和国は 1991 年に特許法、商標法、及び工業意匠法を施行した。これらの法は比較的厳しいものではあったが、TRIPS 協定との整合性の面で若干の問題点が残されていた。そのため、チリ共和国政府は 1999 年に TRIPS 協定に完全に適合する形で知的財産権関連の法律を改正した。著作権法は 1992 年に改正され、著者の権利を 50 年間保護する条項を設けた。但し、コンピューターソフトウェアの権利を完全には保護していないなどの問題が残る。また、実施に際して当局は努力をしているものの、ソフトウェアやビデオなどの海賊版は存在しているのが現状である。

（４）輸出入管理制度

輸出に関しては船積前に輸出届出書（Informe de Exportacion）を中央銀行に提出し、承認を受ける義務があったが、その義務は 1998 年に撤廃された。但し、輸入に関しては、船積前に中央銀行に輸入届書（Informe de Importacion）の提出義務がある。中銀は輸入届出書に記載されている価格の適正性をチェックした後、承認を出す。但し、10 万ドル以下の輸入は輸入届書の提出は船積後でもよく、3,000 ドル以下の輸入についてはその提出も必要ない。

(5) 関税制度

チリ共和国の関税率表は HS コードに準拠したものである。ラテンアメリカ統合連合 (ALADI) 諸国からの輸入には別途譲許税率表が定められている。輸入関税は従価税がほとんどであり、従量税はごく僅かである。従価税は CIF 価額を課税標準とする。国内産業に重大な被害を与える恐れがある場合、政府の調査委員会の決定を受けて、輸入税に加えて追加税(Sobretasa)が課される場合がある。セーフガードの関する法律はまだ存在しない。また、反ダンピング措置として相殺関税 (Derecho Compensatorio) および最低関税価格 (Valores Aduaneros Minimos) 制度も整備されている。最低関税価格制度とは、特定の商品の輸入価格が最低関税価格を下回った場合に最低関税価格を基準として輸入税が課されるという制度である。

4 - 7 - 5 国内人材リソース

過去約 25 年あまりに渡り、チリ共和国は貿易の自由化に取り組んでおり、各分野における専門家も育っていることから、人材リソースは比較的潤沢と言える。知識・経験の多くは協定に携わった「官」に蓄積されているが、そのナレッジを「民」・「学」とも共有化しているため、大学や民間 (例えば民間弁護士や民間企業代表) にも蓄積されている。分野的には、交渉技術、競争政策、TBT 協定、GATS 協定、輸出振興、通商政策全般について豊富な知識・経験を有し、他の途上国に対し支援が可能であるとしている。特にスペイン語での研修ニーズに対処するためには、チリ共和国の人材リソースを活用することは有効であると考えられる。